

○第142回添加物専門調査会

日 時：平成27年6月12日（金）14:00～17:22

議事概要：

（1）亜セレン酸ナトリウムに係る食品健康影響評価について

・亜セレン酸ナトリウムの品目の概要、体内動態、遺伝毒性、乳児に関連する動物試験、ヒトにおける知見、一日摂取量の推計等について審議を行った。審議の結果、36 $\mu\text{g}/\text{日}$ (5.9 $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日、セレンとして) をセレンに関する“0か月児～2歳児までの摂取量の上限值”として設定した。評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

* 栄養強化剤として使用されます。

（2）硫酸亜鉛に係る食品健康影響評価について

・硫酸亜鉛の品目の概要、体内動態、遺伝毒性、急性毒性、反復投与毒性、発がん性、生殖発生毒性、ヒトにおける知見、一日摂取量の推計等について審議を行った。審議の結果、0.63 mg/kg 体重/日（亜鉛として）を亜鉛の摂取量に関する上限値とした。評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

* 栄養強化剤、製造用剤として使用されます。

（3）その他

・特になし。

以上